

東京都運輸事業者向け  
燃料費高騰緊急対策事業支援金

# 申請の手引

## 令和 7 年度後半分交付申請（継続）用

< 申請受付期間 >

令和 7 年 **11 月 17 日(月)**～令和 8 年 **1 月 23 日(金)**

- ・ 地域経済を支える重要な社会インフラである物流、都民の日常生活と関わりの深い乗合バス事業、貸切バス事業及びタクシー事業を維持するため、燃料価格高騰の影響を受けている中小貨物運送事業者、乗合バス事業者、中小貸切バス事業者及び中小タクシー事業者の皆さまに支援金を交付します。
- ・ 申請の手続きは電子と郵送のどちらでも受付出来ますが、速やかな交付手続を進めるため、原則電子申請をご利用ください。
- ・ 申請受付期間は令和 7 年 11 月 17 日から令和 8 年 1 月 23 日までとなります。  
なお、本事業は、予定台数（予算額）に達した時点で終了いたします。

### < お問い合わせ先 >

東京都運輸事業者向け燃料費高騰緊急対策事業支援金事務局

**050-1752-6753**

< 午前9時から午後6時まで(土日祝・12月27日から1月4日を除く) >

### < 詳しい情報はこちらから >

東京都運輸事業者向け燃料費高騰緊急対策事業支援金申請受付ポータルサイト

<https://nenryo2025.metro.tokyo.lg.jp/>

東京都都市整備局ホームページ

[https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/bunyabetsu/kotsu\\_butsuryu/nenryou\\_koutou\\_taisaku.html](https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/bunyabetsu/kotsu_butsuryu/nenryou_koutou_taisaku.html)

# 目次

|                          |    |
|--------------------------|----|
| I 支援金の概要 .....           | 3  |
| 1 趣旨 .....               | 3  |
| 2 支援金の対象者 .....          | 3  |
| 3 支援金の交付額 .....          | 6  |
| 4 支援金交付要件判定フローチャート ..... | 7  |
| II 交付要件 .....            | 8  |
| 1 貨物運送事業者（トラック等） .....   | 8  |
| 2 乗合バス事業者 .....          | 9  |
| 3 貸切バス事業者 .....          | 9  |
| 4 タクシー事業者 .....          | 10 |
| III 電子申請手続 .....         | 11 |
| 1 申請受付期間 .....           | 11 |
| 2 申請方法 .....             | 11 |
| 3 電子申請の流れ .....          | 12 |
| IV 郵送申請手続 .....          | 14 |
| 1 申請受付期間 .....           | 14 |
| 2 申請方法 .....             | 14 |
| 3 申請書類 .....             | 14 |
| 4 郵送申請の流れ .....          | 14 |
| V 注意事項 .....             | 16 |
| VI 提出書類 .....            | 17 |
| 【よくある問合せ】 .....          | 19 |
| 【記載例】 .....              | 20 |

不正受給（交付要件を満たしているように偽って申請すること等）は犯罪です。

不正受給が発覚した場合は、交付決定を取り消すと同時に、支援金の全額返還を求められます。

# I 支援金の概要

## 1 趣旨

昨今の燃料価格の高騰を受け、地域経済を支える重要な社会インフラである物流、都民の日常生活と関わりの深い乗合バス事業・貸切バス事業及びタクシー事業を維持するため、燃料価格高騰の影響を受けている中小貨物運送事業者、乗合バス事業者、中小貸切バス事業者及び中小タクシー事業者に対し、支援金を交付します。

## 2 支援金の対象者

燃料価格高騰の影響を受けている、次に掲げる事業者要件及び車両要件をともに満たす都内の中小貨物運送事業者、乗合バス事業者、中小貸切バス事業者及び中小タクシー事業者が、本支援金の対象です。

各要件の詳細については、8 ページ～10 ページに記載しています。

### (1) 貨物運送事業者（トラック等） ※以下の要件の全てを満たすことが必要です。

#### ア 事業者要件

- ① 令和 7 年 4 月 1 日までに関東運輸局東京運輸支局において、一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事業、貨物軽自動車運送事業のいずれかの許可を受けていること、又は届出を行っていること。
- ② 申請時において、中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項第 1 号に定める中小貨物運送事業者であること。
- ③ 令和 7 年 11 月 17 日時点において、事業を継続しており、引き続き事業継続の意向があること。

#### イ 車両要件

- ① 化石燃料を使用して自ら走行する自動車であること（二輪の自動車を除く）。
- ② 令和 7 年 4 月 1 日（令和 7 年度後半分交付申請（継続）に係る車両のうち令和 7 年度前半分交付申請時に申請していない車両においては、令和 7 年 10 月 1 日）までに関東運輸局東京運輸支局等において車両の登録、検査等が行われ、車検証（電子車検証の場合は、自動車検査証記録事項）に記録又は記載された有効期間の満了日が同日以降であること。
- ③ 事業者要件で定める運送事業の用に供する自動車であること。
- ④ 交付対象事業者が所有又はリース契約に基づき借用し、使用している自動車であること。

※ 令和 7 年度前半分交付申請から増車または減車した場合は、追加の提出書類が必要となります。

特に増車した場合には、車検証等の提出が必要になりますのでご注意ください。なお、提出書類の詳細は、17 ページ「VI 提出書類」をご確認ください。

## (2) 乗合バス事業者

※以下の要件の全てを満たす必要があります。

### ア 事業者要件

- ① 令和 7 年 4 月 1 日までに関東運輸局東京運輸支局において道路運送法第 4 条の許可を受け、一般乗合旅客自動車運送事業を行う事業者のうち、同法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 75 号）第 3 条の 3 第 1 号の路線定期運行を行っているもの。
- ② 令和 7 年 6 月 2 日時点において、事業を継続しており、引き続き事業継続の意向があること。
- ③ 令和 7 年 11 月 17 日時点において、事業を継続しており、引き続き事業継続の意向があること。

### イ 車両要件

- ① 化石燃料を使用して自ら走行する自動車であること。
- ② 令和 7 年 4 月 1 日（令和 7 年度後半分交付申請（継続）に係る車両のうち令和 7 年度前半分交付申請時に申請していない車両においては、令和 7 年 10 月 1 日）までに関東運輸局東京運輸支局等において車両の登録、検査等が行われ、車検証（電子車検証の場合は、自動車検査証記録事項）に記録又は記載された有効期間の満了日が同日以降であること。
- ③ 事業者要件で定める運送事業の用に供する自動車であること（高速バス路線に係る事業の用に供する自動車は除く。）。③ 交付対象事業者が所有又はリース契約に基づき借用し、使用している自動車であること。

※ 令和 7 年度前半分交付申請から増車または減車した場合は、追加の提出書類が必要となります。

特に増車した場合には、車検証等の提出が必要になりますのでご注意ください。なお、提出書類の詳細は、17 ページ「VI 提出書類」をご確認ください。

## (3) 貸切バス事業者

※以下の要件の全てを満たす必要があります。

### ア 事業者要件

- ① 令和 7 年 4 月 1 日までに関東運輸局東京運輸支局において、一般貸切旅客自動車運送事業又は特定旅客自動車運送事業のいずれかの許可を受けていること。
- ② 申請時において、中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項第 1 号に定める中小貸切バス事業者であること。
- ③ 令和 7 年 11 月 17 日時点において、事業を継続しており、引き続き事業継続の意向があること。

### イ 車両要件

- ① 化石燃料を使用して自ら走行する自動車であること。
- ② 令和 7 年 4 月 1 日（令和 7 年度後半分交付申請（継続）に係る車両のうち令和 7 年度前半分交付申請時に申請していない車両においては、令和 7 年 10 月 1 日）までに関東運輸

局東京運輸支局等において車両の登録、検査等が行われ、車検証（電子車検証の場合は、自動車検査証記録事項）に記録又は記載された有効期間の満了日が同日以降であること。

- ③ 事業者要件で定める運送事業の用に供する自動車であること。
- ④ 交付対象事業者が所有又はリース契約に基づき借用し、使用している自動車であること。

※ 令和 7 年度前半分交付申請から増車または減車した場合は、追加の提出書類が必要となります。

特に増車した場合には、車検証等の提出が必要になりますのでご注意ください。なお、提出書類の詳細は、17 ページ「VI 提出書類」をご確認ください。

#### (4) タクシー事業者 ※以下の要件の全てを満たすことが必要です。

##### ア 事業者要件

- ① 令和 7 年 4 月 1 日までに関東運輸局東京運輸支局において道路運送法第 4 条の許可を受け、一般乗用旅客自動車運送事業を行う事業者。
- ② 申請時において、中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項第 1 号に定める中小タクシー事業者であること。
- ③ 令和 7 年 11 月 17 日時点において、事業を継続しており、引き続き事業継続の意向があること。

##### イ 車両要件

- ① 化石燃料を使用して自ら走行する自動車であること。
- ② 令和 7 年 4 月 1 日（令和 7 年度後半分交付申請（継続）に係る車両のうち令和 7 年度前半分交付申請時に申請していない車両においては、令和 7 年 10 月 1 日）までに関東運輸局東京運輸支局等において車両の登録、検査等が行われ、車検証（電子車検証の場合は、自動車検査証記録事項）に記録又は記載された有効期間の満了日が同日以降であること。
- ③ 事業者要件で定める運送事業の用に供する自動車であること（タクシー業務適正化特別措置法（昭和 45 年法律第 75 号）第 2 条第 2 項に定めるハイヤー事業のみで事業の用に供する自動車は除く）。
- ③ 交付対象事業者が所有又はリース契約に基づき借用し、使用している自動車であること。

※ 令和 7 年度前半分交付申請から増車または減車した場合は、追加の提出書類が必要となります。

特に増車した場合には、車検証等の提出が必要になりますのでご注意ください。なお、提出書類の詳細は、17 ページ「VI 提出書類」をご確認ください。

※ 東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号）第 2 条の規定に該当する場合は、対象外となります。

### 3 支援金の交付額

交付額は、交付要件を満たす申請事業者が所有又は借用し、使用している車両の種別に応じ、次の表のとおりです。

| 種 別                                        | 交付額                    |
|--------------------------------------------|------------------------|
| 一般又は特定貨物自動車運送事業の用に供する自動車<br>【緑ナンバーのトラック等】  | 1 台当たり <b>11,500 円</b> |
| 貨物軽自動車運送事業の用に供する自動車<br>【黒ナンバーのトラック等】       | 1 台当たり <b>4,000 円</b>  |
| 一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する自動車<br>【緑ナンバーの乗合バス】     | 1 台当たり <b>17,500 円</b> |
| 一般貸切又は特定旅客自動車運送事業の用に供する自動車<br>【緑ナンバーの貸切バス】 | 1 台当たり <b>17,500 円</b> |
| 一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車<br>【緑ナンバーのタクシー】     | 1 台当たり <b>6,000 円</b>  |

#### 4 支援金交付要件判定フローチャート

令和7年度後半分交付申請（継続）の交付対象であるか、次のフローチャートでご確認ください。

令和7年6月2日から令和7年8月29日の期間に交付申請をしていますか？

はい

いいえ

年度後半交付申請（新規）にて申請してください。

令和7年10月1日時点で令和7年4月2日以降に増車又は減車した車両はありませんか？

ありません

あります

「VI 提出書類」の提出書類1のみ  
提出してください。

「VI 提出書類」の提出書類1～4  
を提出してください。

## II 交付要件

3 ページの「支援金の対象者」に記載した各要件の詳細は、以下のとおりです。

### 1 貨物運送事業者（トラック等）

#### (1) 事業者要件

ア 中小貨物運送事業者（資本金 3 億円以下もしくは従業員 300 人以下の法人又は個人事業主）  
イ 令和 7 年 4 月 1 日までに関東運輸局東京運輸支局において、次の事業許可を受けた事業者又は届出済みの事業者（（ア）～（ウ）のいずれかに該当）

（ア）一般貨物自動車運送事業者の許可

（イ）特定貨物自動車運送事業者の許可

（ウ）貨物軽自動車運送事業者の届出

ウ 令和 7 年 11 月 17 日時点で 1 (1)イの事業を継続しており、申請日時点において引き続き事業継続の意向がある事業者

※ 次に掲げる団体は、支援金の交付の対象としません。

① 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号。以下「暴排条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）

② 法人その他団体の代表者、役員、使用人その他の従業者もしくは構成員に暴力団員等（暴力団ならびに暴排条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員及び同条第 4 号に規定する暴力団関係者をいう。）に該当する者があるもの

#### (2) 車両要件

ア 化石燃料を使用して自ら走行する自動車

※ ハイブリッド車は対象になります。

※ 電気自動車や水素自動車、原動機付自転車を含む自動二輪車は対象外です。

イ 令和 7 年 4 月 1 日（令和 7 年度後半分交付申請（継続）に係る車両のうち令和 7 年度前半分交付申請時に申請していないもの又は令和 7 年度後半分交付申請（新規）に係る車両においては、令和 7 年 10 月 1 日）までに次の（ア）又は（イ）に該当し、車検証（電子車検証の場合は自動車検査証記録事項）に記録又は記載された有効期間の満了日が同日以降である自動車

（ア）関東運輸局東京運輸支局又は管内自動車検査登録事務所において登録及び検査を受けた自動車

（イ）軽自動車検査協会東京主管事務所又は管内支所において検査を受けた軽自動車

ウ 1 (1)の事業者要件を満たす事業者が所有又は自動車リース事業者とのリース契約により借用し、使用している自動車

※ 貨物輸送を目的とした特種用途自動車は対象になります。

※ 小型特殊自動車（フォークリフト、農業用トラクター等）、被けん引車（トレーラー等）、主として貨物を運ぶことを目的としない特種用途自動車等は対象外です。



## 2 乗合バス事業者

### (1) 事業者要件

ア 令和7年4月1日までに関東運輸局東京運輸支局において、一般乗合旅客自動車運送事業許可を受けた事業者又は届出済みの事業者のうち、同法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第3条の3第1号の路線定期運行を行っているもの

イ 令和7年11月17日時点で2(1)アの事業を継続しており、申請日時点において引き続き事業継続の意向がある事業者

※ 次に掲げる団体は、支援金の交付の対象としません。

① 暴力団

② 法人その他団体の代表者、役員、使用人その他の従業者もしくは構成員に暴力団員等に該当する者があるもの

### (2) 車両要件

ア 化石燃料を使用して自ら走行する自動車

※ ハイブリッド車は対象になります。

※ 電気自動車や水素自動車は対象外です。

イ 令和7年4月1日（令和7年度後半分交付申請（継続）に係る車両のうち令和7年度前半分交付申請時に申請していないもの又は令和7年度後半分交付申請（新規）に係る車両においては、令和7年10月1日）までに関東運輸局東京運輸支局又は管内自動車検査登録事務所において登録及び検査を受けた自動車であり、車検証（電子車検証の場合は、自動車検査証記録事項）に記録又は記載された有効期間の満了日が同日以降である自動車

ウ 2(1)の事業者要件を満たす事業者が所有又は自動車リース事業者とのリース契約により借用し、使用している自動車

## 3 貸切バス事業者

### (1) 事業者要件

ア 中小貸切バス事業者（資本金3億円以下もしくは従業員300人以下の法人又は個人事業主）

イ 令和7年4月1日までに関東運輸局東京運輸支局において、次の事業許可を受けた事業者（（ア）又は（イ）のいずれかに該当）

（ア）一般貸切旅客自動車運送事業の許可

（イ）特定旅客自動車運送事業の許可

ウ 令和7年11月17日時点で3(1)イの事業を継続しており、申請日時点において引き続き事業継続の意向がある事業者

※ 次に掲げる団体は、支援金の交付の対象としません。

① 暴力団

② 法人その他団体の代表者、役員、使用人その他の従業者もしくは構成員に暴力団員等に該当する者があるもの

## (2) 車両要件

ア 化石燃料を使用して自ら走行する自動車

※ ハイブリッド車は対象になります。

※ 電気自動車や水素自動車は対象外です。

イ 令和 7 年 4 月 1 日（令和 7 年度後半分交付申請（継続）に係る車両のうち令和 7 年度前半分交付申請時に申請していないもの又は令和 7 年度後半分交付申請（新規）に係る車両においては、令和 7 年 10 月 1 日）までに関東運輸局東京運輸支局又は管内自動車検査登録事務所において登録及び検査を受けた自動車であり、車検証（電子車検証の場合は、自動車検査証記録事項）に記録又は記載された有効期間の満了日が同日以降である自動車

ウ 3(1)の事業者要件を満たす事業者が所有又は自動車リース事業者とのリース契約により借用し、使用している自動車

## 4 タクシー事業者

### (1) 事業者要件

ア 中小タクシー事業者（資本金 3 億円以下もしくは従業員 300 人以下の法人又は個人事業主

イ 令和 7 年 4 月 1 日までに関東運輸局東京運輸支局において、一般乗用旅客自動車運送事業許可を受けた事業者又は届出済みの事業者

ウ 令和 7 年 11 月 17 日時点で 4 (1)イの事業を継続しており、申請日時点において引き続き事業継続の意向がある事業者

※ 次に掲げる団体は、支援金の交付の対象としません。

① 暴力団

② 法人その他団体の代表者、役員、使用人その他の従業者もしくは構成員に暴力団員等に該当する者があるもの

### (2) 車両要件

ア 化石燃料を使用して自ら走行する自動車

※ ハイブリッド車は対象になります。

※ 電気自動車や水素自動車は対象外です。

イ 令和 7 年 4 月 1 日（令和 7 年度後半分交付申請（継続）に係る車両のうち令和 7 年度前半分交付申請時に申請していないもの又は令和 7 年度後半分交付申請（新規）に係る車両においては、令和 7 年 10 月 1 日）までに関東運輸局東京運輸支局又は管内自動車検査登録事務所において登録及び検査を受けた自動車であり、車検証（電子車検証の場合は、自動車検査証記録事項）に記録又は記載された有効期間の満了日が同日以降である自動車（タクシー業務適正化特別措置法（昭和 45 年法律第 75 号）第 2 条第 2 項に定めるハイヤー事業のみで事業の用に供する自動車は除く）

ウ 4(1)の事業者要件を満たす事業者が所有又は自動車リース事業者とのリース契約により借用し、使用している自動車

### Ⅲ 電子申請手続

電子申請の手続については、以下のとおりです。

なお、申請者が都内に複数の営業所を運営している場合は、本社が一括して申請してください。

#### 1 申請受付期間

令和7年11月17日（月曜日）から令和8年1月23日（金曜日）まで（※）

※ 令和8年1月23日（金曜日）午後11時59分までに申請（送信）を完了してください。

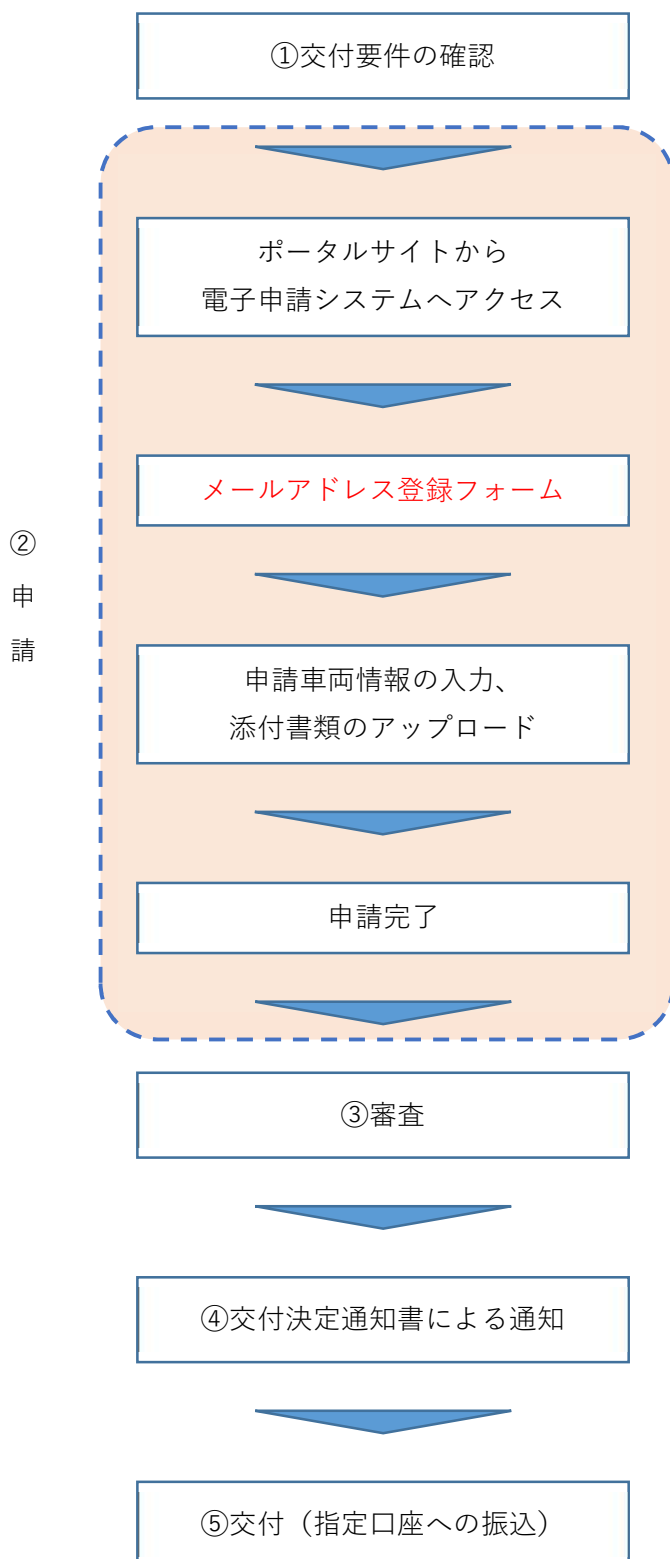
#### 2 申請方法

「東京都運輸事業者向け燃料費高騰緊急対策事業支援金専用ポータルサイト（以下「専用サイト」という。）」（※）から申請してください。

※ 専用サイト <https://nenryo2025.metro.tokyo.lg.jp/>

### 3 電子申請の流れ

電子申請の操作方法是、専用サイトに掲載する「電子申請マニュアル」をご参照ください。



① 交付要件の確認

手続を始める前に、交付要件（８ページ～１０ページまで）及び提出書類（１７ページ）を確認するとともに、事前に必要書類を準備してください。

② 申請

メールアドレス登録フォームにメールアドレスを登録頂くと、申請者マイページ URL が自動で配信されます。メール本文に記載されたマイページ URL をクリックして頂くと、画面左上に申請ボタンが表示されますので、そちらから申請手続きを行ってください。（このメールは申請が完了するまで必要な情報となりますので、削除しないようお願いいたします。）具体的な操作方法是、専用サイトに掲載する「電子申請マニュアル」をご参照ください。

③ 審査

申請完了後、申請内容の記載事項に誤りや不足がないか、添付書類に不足がないか等を事務局にて審査を行い、必要に応じて、記載事項の誤りや、提出書類に不足等があった場合の補正を行います。

軽微なものについては、事務局から電話等で内容を確認し、同意の上で事務局が申請事項を補正したり、追加の書類提出をお願いしたりする場合がありますので、**申請フォームには必ず日中連絡の取れる連絡先を登録**してください。

④ 交付決定通知書による通知

審査の結果、本支援金を交付する旨の決定をしたときは、決定内容（及びこれに条件を付した場合にはその条件）を交付決定通知書により通知します。交付要件に該当しないなどの理由で本支援金を交付しない旨の決定をしたときは、不交付決定通知書により通知します。

⑤ 交付（指定口座への振込）

決定した交付額を、指定された金融機関の口座に振り込みます。

## IV 郵送申請手続

郵送申請の手続については、以下のとおりです。

なお、申請者が都内に複数の営業所を運営している場合は、本社が一括して申請してください。

### 1 申請受付期間

令和 7 年 11 月 17 日（月曜日）から **令和 8 年 1 月 23 日（金曜日）** まで

※ 令和 8 年 1 月 23 日（金曜日）当日消印有効

（申請受付期間を過ぎた場合は受付できません。あらかじめご承知おきください。）

### 2 申請方法

申請書類一式を簡易書留、レターパックなど郵便物の追跡ができる方法で、次の送付先に郵送してください。普通郵便で郵送した場合、事故があった場合の責任は負えません。

<送付先>

令和 7 年度後半分 東京都運輸事業者向け燃料費高騰緊急対策事業支援金事務局

〒260-0031 千葉県千葉市中央区新千葉 2 - 1 2 - 1 第 1 1 東ビル 3 階

※ 封筒の表面に「支援金申請書類 在中」と必ず記載してください。

### 3 申請書類

#### (1) 申請様式の入手方法

以下のサイトからダウンロードしてください。

ア 専用サイト

<https://nenryo2025.metro.tokyo.lg.jp/>

イ 東京都都市整備局ホームページ

[https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/bunyabetsu/kotsu\\_butsuryu/nenryou\\_koutou\\_taisaku.html](https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/bunyabetsu/kotsu_butsuryu/nenryou_koutou_taisaku.html)

#### (2) 提出書類

17 ページをご参照ください。

### 4 郵送申請の流れ

#### ① 交付要件の確認

手続を始める前に、交付要件（8 ページ～10 ページまで）及び提出書類（17 ページ）を確認するとともに、事前に必要書類を準備してください。

#### ② 申請書の記入・郵送

申請書の記入に当たっては、本手引巻末にある記載例をご参照ください。申請書類一式は、簡易書留など郵便物の追跡ができる方法で上記 2 の送付先まで郵送してください。

### ③ 審査

申請書類の記載事項に誤りや不足がないか、添付書類に不足がないかを事務局で審査を行い、必要に応じて、記載事項の誤りや、提出書類に不足等があった場合の補正を行います。

軽微なものについては、事務局から電話等で内容を確認し、同意の上で事務局が申請事項を補正したり、追加の書類提出をお願いしたりする場合がありますので、申請書には必ず日中連絡の取れる連絡先を記載してください。

### ④ 交付決定通知書の通知

審査の結果、本支援金を交付する旨の決定をしたときは、決定内容（及びこれに条件を付した場合にはその条件）を交付決定通知書により通知します。交付要件に該当しないなどの理由で本支援金を交付しない旨の決定をしたときは、不交付決定通知書により通知します。

### ⑤ 交付（指定口座への振込）

決定した交付額を、指定された金融機関の口座に振り込みます。

## V 注意事項

- ・ 申請に不備がある、必要な書類が提出されなかった、事実とは異なることが判明した等の場合で、都が必要な補正を求めたにもかかわらず、必要な補正が行われなかったときは、交付申請が辞退されたものとみなします。
- ・ 交付決定後に、申請の不備による支援金の振込不能等があり、このことについて、都が確認又は連絡を行ったにもかかわらず、当該振込不能の状態が一定期間（2週間程度）継続した場合、これが申請事業者の責めに帰すべき事由によるときは、申請の撤回があったものとみなします。
- ・ 申請の取下げがあったときは、申請に係る支援金の交付決定は、行わなかったものとみなします。
- ・ 交付後であっても、要件を満たさない事実、虚偽、不正等が発覚した場合は、交付決定を取り消します。この場合、交付した支援金を返還していただくとともに、違約金の支払いを求めます。
- ・ 必要に応じて追加書類の提出及び申請内容の確認や説明を求めるために連絡することがあります。
- ・ 申請書及び提出書類の記載内容や交付又は不交付等の結果に関する情報について、国や地方公共団体など他の行政機関等（以下「行政機関等」という。）が、他の給付金等の交付要件や交付額の該当性等の審査をするため必要な場合には、当該審査に必要な限度で、他の行政機関等に提供する場合があります。



## VI 提出書類

次の書類を提出してください。必要に応じて追加書類の提出を求めることがあります。

なお、提出書類は返却しませんので、控えが必要な場合は提出前に必ずコピーを保管してください。

| 提出書類                                                                | 記載例等   | ✓                        |
|---------------------------------------------------------------------|--------|--------------------------|
| 1 東京都運輸事業者向け燃料費高騰緊急対策事業支援金交付申請書兼状況報告書（年度後半分交付申請（継続））（第1号の3様式）       | 20 ページ | <input type="checkbox"/> |
| 2 申請対象車両増減一覧（第2号様式の9、10、11又は12）                                     | 23 ページ | <input type="checkbox"/> |
| 3 2の様式に記載の車両のうち増車した車両のアまたはイの写し<br>ア 自動車検査証記録事項（電子車検証の場合）<br>イ 紙の車検証 | —      | <input type="checkbox"/> |
| 4 （コミュニティバス事業者のみ）確認書（第4号様式）                                         | 27 ページ | <input type="checkbox"/> |

※1 提出書類2は、令和7年度前半分交付申請から増車または減車した場合のみ

※2 提出書類3は、2の様式（申請対象車両増減一覧）に記載した増車車両にかかるもののみ

※3 提出書類4は、コミュニティバス事業において増車車両にかかるもののみ

## よくある問合せ

Q 令和7年4月1日から令和7年11月17日の全期間にわたって車両を保有していましたが、休業していた期間があります。支援金の対象になりますか。

A 休業していた期間があっても、交付要件を満たしていれば対象になります。

Q 本社は東京都外ですが、都内に営業所があります。支援金の対象になりますか。

A 本社が都外でも、営業所等の事業拠点が都内にあり、かつ、車両のナンバーが都内の車両であれば対象になります。

Q 東京都内に車庫はあるのですが、営業所はありません。支援金の対象になりますか。

A 対象になりません。一方で、都内に営業所があり、車庫が都外にある場合は、車両のナンバーが都内であれば対象になります。

Q 都内に営業所が複数あります。申請は本社が一括して行うのでしょうか。

A 本社でまとめて申請してください（運送事業の許可を法人単位で取得していることから、同様の取扱いにさせていただきます。）。

Q バイク便の事業者です。バイクは支援金の対象になりますか。

A 原動機付自転車、二輪自動車等のいわゆるバイクは、対象になりません。

Q 冷蔵冷凍車や高圧ガス運送用のタンク車は、支援金の対象になりますか。

A 主として貨物を運搬するタイプの特種用途自動車であれば対象になります。

Q 廃棄物運送事業者です。支援金の対象になりますか。

A 貨物運送事業法に基づく許可を受けた事業に使用している普通自動車（緑ナンバー）又は届出を行った軽自動車（黒ナンバー）を保有している場合には、その車両が対象になります。

Q 提出書類のうち、国土交通大臣の許可書（又は国土交通大臣への届出書）を紛失してしまいました。どうしたらよいですか。

A 関東運輸局東京運輸支局に許可内容（又は届出内容）に係る証明願を提出すれば、証明してもらえますので、許可書（又は届出書）の代わりにその写しを御提出ください。なお、証明願の様式は、下記ホームページからダウンロードできます。

[https://www.tb.mlit.go.jp/kanto/s\\_tokyo/riku\\_about\\_syoumei.html](https://www.tb.mlit.go.jp/kanto/s_tokyo/riku_about_syoumei.html)

Q 支援金がもらえるのは、いつ頃になりますか。

A 申請後の審査が終了次第、順次交付します。

Q 申請は先着順ですか。予算に上限はありますか。

A 本事業は、予定台数（予算額）に達した時点で終了します。

Q 当座預金で通帳がない場合は何を添付すれば良いですか。

A 当座勘定照合表、残高証明書、口座証明書など、口座の名義人と銀行名、支店名、口座番号等が確認できる書類を添付してください。

Q 法人番号は国税庁のものですか、それとも履歴事項全部証明書に記載されているものですか。

A 国税庁のものを記入してください。

Q 1事業者につき申請台数に上限はありますか。

A ありません。

Q 誓約書の所在地、企業の名称等、代表者職・氏名は、ゴム印でも良いですか。

A ゴム印でも構いません。

Q 誓約書に押印する印鑑は認印でも構いませんか。

A 特に指定はありませんので、認印でも構いません。

Q 令和5年1月4日から車検証が電子化されましたが、電子化後の車検証には有効期間が掲載されていません。この場合、こういった書類を提出すれば良いですか。

A 電子車検証と同時に交付される「自動車検査証記録事項」の写しを、提出してください。「自動車検査証記録事項」を紛失した場合は、「車検証閲覧アプリ」から PDF データをダウンロードし、印刷又は添付の上、提出してください。

Q 法人事業概況説明書（又は会社事業概況書）は、関東運輸局（又はトラック協会）に毎年提出する事業概況報告書のことですか。

A 法人事業概況説明書（又は会社事業概況書）は、確定申告等の際に税務署に提出する資料です。事業概況報告書ではありません。直近の確定申告時のものをご提出ください。

Q 法人事業概況説明書（又は会社事業概況書）は、全ページ提出するのですか。

A 1 ページ目（「4 期末従業員等の状況」又は「⑨従業員数」が確認できるページ）のみで構いません。

Q 履歴事項全部証明書の取得時期に決まりはありますか。

A 会社名、代表者、資本金の額等に変更が無ければ、取得時期は問いません。

Q 令和7年度前半分に交付申請した車両については、記載しなくて良いですか。

A 今回この様式に記載していただくのは、令和7年10月1日時点で令和7年4月1日時点から増車又は減車した車両についてのみ記載してください。

Q 令和7年度前半分の交付申請から増車や減車がない場合も、申請対象車両増減一覧や車検証の添付は必要ですか。

A 東京都運輸事業者向け燃料費高騰緊急対策事業支援金交付申請書兼状況報告書（令和7年度後半分交付申請（継続））のみ提出してください。

Q 令和7年度前半分の交付申請時から金融機関（口座）が変更となった場合はどうしたら良いですか。

A コールセンターまでお問合せください。

ご不明な点がございましたら、次の相談窓口にご連絡ください。

東京都運輸事業者向け燃料費高騰緊急対策事業支援金事務局

電話 050-1752-6753

午前9時から午後6時まで（土曜日、日曜日、祝日及び年末年始（12/27～1/4）は除く）

（参考）金融機関コード

申請書（第1号様式）の「3 振込先」を記入する際は、以下のリンク先をご参照ください。

なお、以下に記載のない金融機関であっても振込可能です。

[https://www.zengin-net.jp/zengin\\_system/member/](https://www.zengin-net.jp/zengin_system/member/)

# 【記載例】

第1号様式の3（第6条の3関係）

令和 7 年 11 月 17 日

東京都知事 殿

東京都運輸事業者向け燃料費高騰緊急対策事業支援金交付申請書兼状況報告書  
（年度後半分交付申請（継続））

標記支援金について、年度前半分交付申請に加えて年度後半分交付申請（継続）を行いたいのので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

## 1 申請事業者の情報

|       |              |   |   |           |   |   |            |   |   |   |   |   |   |
|-------|--------------|---|---|-----------|---|---|------------|---|---|---|---|---|---|
| 法人の方  |              |   |   |           |   |   |            |   |   |   |   |   |   |
| 本店所在地 | 〒 160 — 0023 |   |   | 東京 都・道府・県 |   |   | 新宿 市・区・町・村 |   |   |   |   |   |   |
|       | 西新宿二丁目8番1号   |   |   |           |   |   |            |   |   |   |   |   |   |
| 法人名   | 株式会社東京都      |   |   |           |   |   |            |   |   |   |   |   |   |
| 代表者職名 | 代表取締役        |   |   |           |   |   |            |   |   |   |   |   |   |
| 代表者氏名 | 東京 一郎        |   |   |           |   |   |            |   |   |   |   |   |   |
| 法人番号  | 7            | 0 | 1 | 2         | 3 | 4 | 5          | 6 | 7 | 8 | 9 | 1 | 0 |

国税庁の法人番号（13桁）をご記入ください。

|             |       |  |  |        |   |  |         |   |  |  |   |  |  |
|-------------|-------|--|--|--------|---|--|---------|---|--|--|---|--|--|
| 個人事業主の方     |       |  |  |        |   |  |         |   |  |  |   |  |  |
| 自宅住所        | 〒 —   |  |  | 都・道府・県 |   |  | 市・区・町・村 |   |  |  |   |  |  |
|             |       |  |  |        |   |  |         |   |  |  |   |  |  |
| フリガナ<br>氏 名 |       |  |  |        |   |  |         |   |  |  |   |  |  |
| 生年月日        | 大・昭・平 |  |  |        | 年 |  |         | 月 |  |  | 日 |  |  |

## 日中連絡先

|         |                           |  |  |      |              |
|---------|---------------------------|--|--|------|--------------|
| フリガナ    | シンジエク タロウ                 |  |  | 電話番号 | 03-5388-3329 |
| 氏 名     | 新宿 太郎                     |  |  |      |              |
| メールアドレス | taro-shinjuku@tokyo.co.jp |  |  |      |              |

連絡が必ず取れる連絡先をご記入ください。

## 2 支援金の交付申請額

|         |
|---------|
| 54,000円 |
|---------|

合計金額

(申請額内訳)

| 区 分                          | 基本額<br>(A) | 事業の用に供する車両の数<br>(B) | 計 ((A) × (B))<br>= (C) |
|------------------------------|------------|---------------------|------------------------|
| 一般貨物自動車運送事業<br>特定貨物自動車運送事業   | 11,500円    | 車検証の枚数<br>4台        | 46,000円                |
| 貨物軽自動車運送事業                   | 4,000円     | 2台                  | 8,000円                 |
| 一般乗合旅客自動車運送事業                | 17,500円    | 台                   | 円                      |
| 一般貸切旅客自動車運送事業<br>特定旅客自動車運送事業 | 17,500円    | 台                   | 円                      |
| 一般乗用旅客自動車運送事業                | 6,000円     | 台                   | 円                      |

※事業用に所有または使用している車両のみ

| ✓ | No. | 項 目                                                 |
|---|-----|-----------------------------------------------------|
| ✓ | 1   | 令和7年6月2日から令和7年8月29日の期間に交付申請をした事業の用に供する車両の数に変更があります。 |

※年度前半分交付申請時に申請していない車両を申請する場合は、当該車両を申請対象車両一覧（第2号様式の9（増車）、第2号様式の10（増車）、第2号様式の11（増車）または第2号様式の12（増車））に記載の上、当該車両の自動車検査証記録事項または紙の車検証のいずれかの写しを添付して申請してください。

※年度前半分交付申請時に申請した車両を減車した場合は、当該車両を申請対象車両一覧（第2号様式の9（減車）、第2号様式の10（減車）、第2号様式の11（減車）または第2号様式の12（減車））に記載の上、申請してください。

(次ページへつづく)

### 3 宣誓・同意事項

次の項目に宣誓又は同意する場合に、チェック印（✓）を入れて下さい。（該当する全ての項目に✓の印が必要です。）

| ✓ | No. | 項 目                                                                     |
|---|-----|-------------------------------------------------------------------------|
| ✓ | 1   | 令和7年10月1日から令和7年11月17日まで、事業に必要な許可等を有した上で事業を継続して実施しており、今後も事業を継続する意向があります。 |
| ✓ | 2   | 本申請内容に虚偽があった場合、支援金交付決定の取消し及び返還について異議を申し立てません。                           |
| ✓ | 3   | 申請内容は、交付要綱の規定に基づく適正なものであることを誓約します。                                      |
| ✓ | 4   | 東京都から、報告・立会検査等の求めがあった場合は、これに応じます。                                       |

### 4 状況報告

| ✓ | 項 目                                                         |
|---|-------------------------------------------------------------|
| ✓ | 上記2に記載した車両について、令和7年11月17日まで保有し、又は使用しており、事業の用に供していたことを報告します。 |



■（貨物運送事業者）増車の場合

第2号様式の9（第6条の3関係）

申請対象車両一覧【貨物運送事業者用】

事業者名： 株式会社東京都

一覧に記載の全ての車両について、自動車検査証記録事項又は紙の車検証の各項目が次の要件を満たしている場合にチェック印（✓）を記載してください。

| ✓ | 車検証の項目          | 要 件                                      |
|---|-----------------|------------------------------------------|
| ✓ | 自動車登録番号又は車両番号   | 品川、世田谷、練馬、杉並、板橋、足立、江東、葛飾、八王子、多摩のいずれかである。 |
| ✓ | 用途              | 貨物又は特種である。                               |
| ✓ | 自家用・事業用の別       | 事業用である。                                  |
| ✓ | 車体の形状           | （特種の場合）貨物輸送を目的とした形状である。                  |
| ✓ | 燃料の種類           | 化石燃料（ガソリン、軽油、CNGなど）が含まれている。              |
| ✓ | 所有者（使用者）の氏名又は名称 | 申請者と同一である。                               |
| ✓ | 有効期間の満了する日      | 令和7年10月1日以降である。                          |

| No. | 区分 | 自動車登録番号又は車両番号 |     |   |      | 自動車の種別 | 所有・使用の別 |
|-----|----|---------------|-----|---|------|--------|---------|
| 例   | 増車 | 品川            | 100 | あ | 1111 | 普通・小型  | 所有      |
| 1   | 増車 | 品川            | 100 | あ | 4444 | 普通・小型  | 所有      |
| 2   | 増車 | 品川            | 100 | あ | 5555 | 普通・小型  | 所有      |

■（貨物運送事業者）減車の場合

第2号様式の9（第6条の3関係）

申請対象車両一覧【貨物運送事業者用】

事業者名： 株式会社東京都

年度前半分交付申請に係る申請対象車両一覧（第2号様式の1）から減車となっている場合は、以下一覧に記載してください。（年度前半分交付申請に係る審査において不備等により対象外となった車両は記載不要。）

| No. | 区分 | 自動車登録番号又は車両番号 |     |   |      | 自動車の種別 | 所有・使用の別 |
|-----|----|---------------|-----|---|------|--------|---------|
| 例   | 減車 | 品川            | 100 | あ | 1111 | 普通・小型  | 所有      |
| 1   | 減車 | 品川            | 100 | あ | 2222 | 普通・小型  | 所有      |
| 2   | 減車 | 品川            | 100 | あ | 3333 | 普通・小型  | 所有      |

■（乗合バス事業者）増車の場合

第2号様式の10（第6条の3関係）

申請対象車両一覧【乗合バス事業者用】

事業者名： 株式会社東京バス

一覧に記載の全ての車両について、自動車検査証記録事項又は紙の車検証の各項目が次の要件を満たしている場合にチェック印（✓）を記載してください。

| ✓ | 車検証の項目          | 要 件                                      |
|---|-----------------|------------------------------------------|
| ✓ | 自動車登録番号又は車両番号   | 品川、世田谷、練馬、杉並、板橋、足立、江東、葛飾、八王子、多摩のいずれかである。 |
| ✓ | 用途              | 乗合である。                                   |
| ✓ | 自家用・事業用の別       | 事業用である。                                  |
| ✓ | 燃料の種類           | 化石燃料（ガソリン、軽油、CNGなど）が含まれている。              |
| ✓ | 所有者（使用者）の氏名又は名称 | 申請者と同一である。                               |
| ✓ | 有効期間の満了する日      | 令和7年10月1日以降である。                          |

| No. | 区分 | 自動車登録番号又は車両番号 |     |   |      | (用途の詳細) | 所有・使用の別 |
|-----|----|---------------|-----|---|------|---------|---------|
| 例   | 増車 | 品川            | 100 | あ | 1111 | 路線バス    | 所有      |
| 1   | 増車 | 練馬            | 100 | あ | 4444 | 路線バス    | 所有      |
| 2   | 増車 | 練馬            | 100 | あ | 5555 | 路線バス    | 所有      |

■（乗合バス事業者）減車の場合

第2号様式の10（第6条の3関係）

申請対象車両一覧【乗合バス事業者用】

事業者名： 株式会社東京バス

年度前半分交付申請に係る申請対象車両一覧（第2号様式の2）から減車となっている場合は、以下一覧に記載してください。（年度前半分交付申請に係る審査において不備等により対象外となった車両は記載不要。）

| No. | 区分 | 自動車登録番号又は車両番号 |     |   |      | (用途の詳細) | 所有・使用の別 |
|-----|----|---------------|-----|---|------|---------|---------|
| 例   | 減車 | 品川            | 100 | あ | 1111 | 路線バス    | 所有      |
| 1   | 減車 | 練馬            | 100 | あ | 2222 | 路線バス    | 所有      |
| 2   | 減車 | 練馬            | 100 | あ | 3333 | 路線バス    | 所有      |



■（タクシー事業者）増車の場合

第2号様式の11（第6条の3関係）

申請対象車両一覧【タクシー事業者用】

事業者名： 株式会社東京タクシー

一覧に記載の全ての車両について、自動車検査証記録事項又は紙の車検証の各項目が次の要件を満たしている場合にチェック印（✓）を記載してください。

| ✓ | 車検証の項目          | 要 件                                      |
|---|-----------------|------------------------------------------|
| ✓ | 自動車登録番号又は車両番号   | 品川、世田谷、練馬、杉並、板橋、足立、江東、葛飾、八王子、多摩のいずれかである。 |
| ✓ | 用途              | 乗用又は特種である。                               |
| ✓ | 自家用・事業用の別       | 事業用である。                                  |
| ✓ | 燃料の種類           | 化石燃料（ガソリン、軽油、LPG、CNGなど）が含まれている。          |
| ✓ | 所有者（使用者）の氏名又は名称 | 申請者と同一である。                               |
| ✓ | 有効期間の満了する日      | 令和7年10月1日以降である。                          |

| No. | 区分 | 自動車登録番号又は車両番号 |     |   |      | 種別     | 所有・使用の別 |
|-----|----|---------------|-----|---|------|--------|---------|
| 例   | 増車 | 品川            | 100 | あ | 1111 | 個人タクシー | 所有      |
| 1   | 増車 | 世田谷           | 100 | あ | 4444 | 法人タクシー | 所有      |
| 2   | 増車 | 世田谷           | 100 | あ | 5555 | 法人タクシー | 所有      |

■（タクシー事業者）減車の場合

第2号様式の11（第6条の3関係）

申請対象車両一覧【タクシー事業者用】

事業者名： 株式会社東京タクシー

年度前半分交付申請に係る申請対象車両一覧（第2号様式の3）から減車となっている場合は、以下一覧に記載してください。（年度前半分交付申請に係る審査において不備等により対象外となった車両は記載不要。）

| No. | 区分 | 自動車登録番号又は車両番号 |     |   |      | 種別     | 所有・使用の別 |
|-----|----|---------------|-----|---|------|--------|---------|
| 例   | 減車 | 品川            | 100 | あ | 1111 | 個人タクシー | 所有      |
| 1   | 減車 | 世田谷           | 100 | あ | 2222 | 法人タクシー | 所有      |
| 2   | 減車 | 世田谷           | 100 | あ | 3333 | 法人タクシー | 所有      |

■（貸切バス事業者）増車の場合

第2号様式の12（第6条の3関係）

申請対象車両一覧【貸切バス事業者用】

事業者名： 株式会社新宿バス

一覧に記載の全ての車両について、自動車検査証記録事項又は紙の車検証の各項目が次の要件を満たしている場合にチェック印（✓）を記載してください。

| ✓ | 車検証の項目          | 要 件                                      |
|---|-----------------|------------------------------------------|
| ✓ | 自動車登録番号又は車両番号   | 品川、世田谷、練馬、杉並、板橋、足立、江東、葛飾、八王子、多摩のいずれかである。 |
| ✓ | 用途              | 乗合又は特種である。                               |
| ✓ | 自家用・事業用の別       | 事業用である。                                  |
| ✓ | 燃料の種類           | 化石燃料（ガソリン、軽油、CNGなど）が含まれている。              |
| ✓ | 所有者（使用者）の氏名又は名称 | 申請者と同一である。                               |
| ✓ | 有効期間の満了する日      | 令和7年10月1日以降である。                          |

（※）観光バス、スクールバス、企業バス、介護施設・病院バス、その他など

| No. | 区分 | 自動車登録番号又は車両番号 |     |   |      | （用途の詳細） | 所有・使用の別 |
|-----|----|---------------|-----|---|------|---------|---------|
| 例   | 増車 | 品川            | 100 | あ | 1111 | 観光バス（※） | 所有      |
| 1   | 増車 | 杉並            | 100 | あ | 4444 | 観光バス    | 所有      |
| 2   | 増車 | 杉並            | 100 | あ | 5555 | 観光バス    | 所有      |

■（貸切バス事業者）減車の場合

第2号様式の12（第6条の3関係）

申請対象車両一覧【貸切バス事業者用】

事業者名： 株式会社新宿バス

年度前半分交付申請に係る申請対象車両一覧（第2号様式の4）から減車となっている場合は、以下一覧に記載してください。（年度前半分交付申請に係る審査において不備等により対象外となった車両は記載不要。）

| No. | 区分 | 自動車登録番号又は車両番号 |     |   |      | （用途の詳細） | 所有・使用の別 |
|-----|----|---------------|-----|---|------|---------|---------|
| 例   | 減車 | 品川            | 100 | あ | 1111 | 観光バス（※） | 所有      |
| 1   | 減車 | 杉並            | 100 | あ | 2222 | 観光バス    | 所有      |
| 2   | 減車 | 杉並            | 100 | あ | 3333 | 観光バス    | 所有      |

文 書 番 号

令和 7 年 11 月 17 日

東京都知事 殿

〇〇区市町村長 印

令和7年度東京都運輸事業者向け燃料費高騰緊急対策事業支援金交付申請に係る確認書

標記支援金に係る下記内容について、事実と相違ないことを確認しました。

記

- 1 支援に当たり確認が必要となる事業の有無（該当するものに○）

有（事業名： 〇〇区地域公共交通の運行に関する協定 ）  
無（以下の項目への記載は必要ありません。）

- 2 コミュニティバス申請車両数

5 台

- 3 運行形態（該当するものに○）

委託・補助・協定・負担金・その他（ ）

- 4 区市町村負担金等からの控除（該当するものに○）

|   |                                                                                                                  |
|---|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ○ | （1）本支援金交付決定額を、上記1に記載の事業における区市町村負担金等から控除する。                                                                       |
|   | （2）本支援金交付決定額のうち、上記1に記載の事業において受託者が負担している額（以下「負担額」という。）を除いた金額を区市町村負担金等から控除する（負担額が本支援金交付決定額以上の金額である場合は、（1）と同様とする。）。 |
|   | （3）本支援金交付決定額から控除すべき金額はない（当自治体は燃料費を負担していない。）。                                                                     |